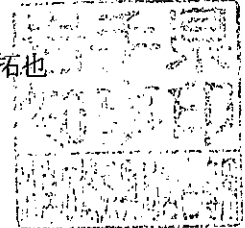


岩手県達宮地セ第 45 号  
岩手県宮古市長根一丁目 8 番 1 号  
特定非営利活動法人三陸情報局

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号。以下「法」という。）第42条の規定により、法第29条第 1 項の規定による事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）の提出がなされていない事案について、次のとおり改善を命じます。

平成31年 4 月 1 日

岩手県知事 達増 拓也



- 1 改善命令事項  
所轄庁に提出をしていない事業報告書等を提出すること。
- 2 改善命令の原因となる事実  
3 年以上にわたり事業報告書等の提出をしていないこと。
- 3 改善報告書等の様式及び提出期限  
書面により、平成31年 4 月 15 日（月）までに提出すること。

付記 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。